



自転車の安全利用！！

～ みんなで守ろう交通ルール ～

栃木県内では、令和5年中自転車に関する事故は人身事故の約4分の1を占めているほか、そのうち自転車側の7割強に何らかの法令違反があることから自転車対策が喫緊の課題となっています。

自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用



～ 自転車運転者講習について ～

自転車運転中に危険行為を繰り返す(3年のうちに2回)と、自転車運転者講習の対象となります。自転車を運転する際のルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

自転車運転者講習の対象となる危険行為など

